平成２１年（フ）第４９８号
奈良市芝辻町２丁目８番10―506号
債務者　藤井　宏一
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５１８号
奈良市法華寺町1156番地の３
債務者　竹村　光史
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５４６号
奈良市佐紀町3412番地　尾崎貸家東棟南号
債務者　山本　英三
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８８号
青森市大字油川字柳川８番地24、破産手続開始申立時の住所青森市大字油川字中道８番地５
債務者　今　　昭広
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４８号
青森市堤町２丁目19番１号　シオンパレス203号
債務者　小笠原和子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
福島県いわき市植田町横町13番地の３
債務者　瀬谷三枝子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１９６号
神奈川県三浦市城山町20番２号
債務者　中臣佐和子（旧姓三壁・山口）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２４５号
神奈川県逗子市桜山６丁目１番11号
債務者　佐藤　裕子（旧姓進藤）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２５０号
神奈川県横須賀市富士見町３丁目12番地
債務者　鍋城由紀子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１３４号
山口県防府市大字新田983番地の16
債務者　立石　正月
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
山口県防府市大字西浦2241番地　県住５棟202号
債務者　白井　　勉
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
山口県防府市大字西浦2241番地　県住５棟202号
債務者　白井　綾子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
山口市嘉川4572番地８
債務者　野村　賢十
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
山口県防府市沖今宿２丁目７番３号
債務者　天野加奈江
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０号
熊本県人吉市鍛冶屋町15番地１
債務者　永松多美子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後１時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第２７５号
北海道釧路郡釧路町光和３丁目１番地11ビューティーハイツ１―202号室
債務者　佐々木修子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１８１２号
神奈川県海老名市杉久保北４丁目１番１―105号
債務者　加賀見日出子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部